

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（仮称）の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源（仮称）は、知的財産としての価値を有する。
- 家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応する必要。

※「家畜改良増殖法の一部改正案」において、和牛などの経済的価値が高い家畜人工授精用精液等に関する規制を強化し、適正な流通を確保することにより、本法案による不正な経緯を知った上での取得を始めとする不正競争への差止請求等が実効的となり、このことによって、精液等の価値の維持・向上に資することとなる。

法案の概要

1. 不正競争の行為の類型化

家畜遺伝資源に対する以下の成果冒用行為を不正競争として類型化。

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得
- ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物（家畜又は家畜遺伝資源）の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物（家畜又は家畜遺伝資源）の譲渡等 等

2. 民事的救済措置の整備

家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、以下の措置を整備。

- 差止請求
 - － 不正競争により営業上の利益を侵害され、又は侵害のおそれがある生産事業者による、侵害の停止又は予防の請求を可能とする差止請求を規定
- 損害賠償請求、信用回復措置
 - － 不正競争を行った侵害者に対する損害賠償請求や信用回復措置を規定
- 民事訴訟手続の特例規定
 - － 損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定や裁判所による書類提出命令等の規定を整備 等

3. 不正競争に対する抑止力の強化

家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入。

- 図利加害目的を持った以下の違法行為
 - ① 詐欺等の違法な手段による取得、領得、使用、譲渡等
 - ② 悪意の転得者による使用・譲渡等
 - ③ ①又は②の使用行為により生じた派生物（家畜又は家畜遺伝資源）の使用・譲渡等
 - ④ ③の違法使用により生じた二次的な派生物（家畜又は家畜遺伝資源）の譲渡等
- ※ 上記のほか、違法行為に対する法人両罰

施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日（P）